

秋田県委託業務等成績評定要領

（目的）

第 1 この要領は、秋田県の所掌する委託業務等の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第 2 この要領において評定の対象となる委託業務等（以下「委託業務等」という。）は、次の各号に掲げる業務をいう。

- 一 測量業務共通仕様書（以下「測量共通仕様書」という。）に定める測量業務
- 二 地質・土質調査業務共通仕様書（以下「地質共通仕様書」という。）に定める地質・土質調査業務
- 三 成績評定考査基準に定められる単純調査業務（以下「単純調査業務」という。）
- 四 設計業務等共通仕様書（以下「設計共通仕様書」という。）に定める調査業務及び計画業務
- 五 設計共通仕様書に定める設計業務
- 六 用地調査等業務共通仕様書（以下「用地共通仕様書」という。）に定める用地調査業務及び算定業務
- 七 用地補償総合技術業務共通仕様書に定める用地補償総合技術業務

2 評定は、原則として 1 件の予定価格（税込）が 300 万円以上の委託業務について行う。

（評定者）

第 3 委託業務等の評定者（以下「評定者」という。）は、検査員、総括調査員、業務調査員（主任調査員、調査員）をいう。

（評定の方法）

第 4 評定は、委託業務等ごと、評定者ごとに「成績評定考査基準」に基づき、独立して的確かつ公正に行うものとする。

ただし、業務調査員は協議のうえ連名で評定するものとする。

2 評定の結果は、委託業務等成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

（評定の時期）

第 5 検査員は委託業務等の完成検査を実施したとき、総括調査員及び業務調査員は委託業務等が完了したとき、それぞれを評定するものとする。

（評定表の提出等）

第 6 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を技術管理課長に提出するものとする。

（評価表の集計等）

第7 技術管理課長は、提出をうけた評価表を取りまとめ、その結果を毎年度所管部局長及び出納局長に報告するとともに、技術管理課及び各地域振興局の契約担当課所にて別紙様式「委託業務成績評価結果」を閲覧公表するものとする。

2 閲覧は、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第1条各号に掲げる日を除く日とし、閲覧の時間は、秋田県職員服務規程により定められた職員の勤務時間とする。

3 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じないものとする。

4 閲覧に供した資料の複写の要求については応じないものとする。

5 閲覧の期間は、公表した日の翌日から起算して5年間が経過する日までとする。

（評価の結果の通知）

第8 契約担当者は、評価者から評価表の提出があったときは、遅滞なく、当該委託業務等の受注者に対して、評価の結果を、通知するものとする。

（努力要請及び指名差し控え）

第9 契約担当者は、評価結果が60点未満の者に対し努力要請するものとする。

2 契約担当者は、一年以内に再度努力要請を受けた者に対しては、改善報告の提出等により改善が明確に確認されるまで、指名を差し控えるものとする。

（評価の修正）

第10 契約担当者は、第8の通知をした後、当該評価を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 契約担当者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該委託等の受注者に通知するものとする。

（説明請求等）

第11 第8又は第10による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して10日（「休日」を含まない。）以内に書面により、契約担当者に対して評価点の内容についての説明を求めることができる。

2 契約担当者は、評価点の通知を受けた受注者から評価点の説明を求められた場合、請求を受けた日から起算して7日（「休日」を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

3 契約担当者は、前項の回答をする場合、委託業務等成績評価評価委員会（地域振興局委員会）に意見を求めることができる。

4 前項の委託業務等成績評価評価委員会は、請負工事において設置される工事成績評価評価委員会と兼ねることができる。この場合、「秋田県工事成績評価通知実施要領」における「工事」を「委託業務等」に読み替えることができるものとする。

（再説明請求等）

第12 第11による回答を受けた者は、回答を受けた日から起算して7日（「休日」を含まない。）以内

に書面により、契約担当者に対して再説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項による再説明を求められたときは、請求を受けた日から起算して 50 日（「休日」を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

3 契約担当者は、前項による回答を行うときは、委託業務等成績評定評価委員会（建設部委員会）の審議を経てから回答するものとする。

（附則）

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日以降に発注する委託業務等について適用する。

（附則）

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日以降に発注する委託業務等について適用する。

（附則）

この要領は、平成 18 年 4 月 3 日以降に発注する委託業務等について適用する。

（附則）

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）

この要領は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

（附則）

この要領は、平成 24 年 5 月 31 日から施行する。

（附則）

この要領は、平成 27 年 12 月 21 日から施行する。

（附則）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙様式)

取扱注意

令和 ○ ○ 年度

委託業務成績評定結果

(R ○ ○ . ○ ○ . ○ ○)

秋田県

目 次

【委託業務成績評価結果】

管内別許可番号順

鹿 角	．．．	ページ 〇〇
北秋田	．．．	
山 本	．．．	
秋 田	．．．	
由 利	．．．	
仙 北	．．．	
平 鹿	．．．	
雄 勝	．．．	
県 外	．．．	
企業体	．．．	

※令和〇〇年４月１日～令和〇〇年３月３１日までに完成した業務です。

【令和〇〇年〇月〇〇日時点編集のため、それ以降処理されたデータは反映されておりませんので留意下さい】

令和〇〇年度委託業務成績評価結果
(令和〇〇年〇月発行)

問い合わせ先 秋田県建設部技術管理課 調整・建設マネジメントチーム TEL ０１８－８６０－２４３１ FAX ０１８－８６０－３８００

< < 委託業務成績評定結果（〇〇〇 ※ 管内名） > >

[illegible]